

浜松市上下水道部管理規程第1号

浜松市上下水道部における水道事業及び下水道事業管理者の職務代理者を定める規程及び浜松市上下水道部事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

浜松市水道事業及び下水道事業管理者 奥家 章夫

浜松市上下水道部における水道事業及び下水道事業管理者の職務代理者を定める規程及び浜松市上下水道部事務分掌規程の一部を改正する規程

(浜松市上下水道部における水道事業及び下水道事業管理者の職務代理者を定める規程の一部改正)

第1条 浜松市上下水道部における水道事業及び下水道事業管理者の職務代理者を定める規程(昭和41年浜松市公営企業局管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第13条第1項の規定により水道事業及び下水道事業管理者の職務を代理する職員は、 <u>上下水道部次長のうち水道事業及び下水道事業管理者があらかじめ指名する者</u> とする。	地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第13条第1項の規定により水道事業及び下水道事業管理者の職務を代理する職員は、 <u>下水道部参与</u> とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市上下水道部事務分掌規程の一部改正)

第2条 浜松市上下水道部事務分掌規程(平成19年浜松市上下水道部管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第5条 部に次長を置くことができる。	第5条 部に <u>参与及び</u> 次長を置くことができる。
2 (略)	2 (略)
第6条 次長、課長、担当課長、課長補佐及び室長は、職員のうちから水道事業及び下水道事業管理者(以下「管理者」という。)	第6条 <u>参与、</u> 次長、課長、担当課長、課長補佐及び室長は、職員のうちから水道事業及び下水道事業管理者(以下「管理者」とい

<p>が任命する。</p> <p>2 次長、課長、担当課長、課長補佐及び室長は、上司の命を受けて、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>(職務代理)</p> <p>第7条</p> <p>(略)</p> <p><u>2～4</u> (略)</p> <p>(<u>参与等</u>)</p> <p>第9条 部に<u>参与</u>、参事及び副参事を、課に専門監、主幹、技監、副主幹及び副技監を置くことができるものとし、職員のうちから管理者が任命する。</p> <p>2 <u>参与</u>、参事、副参事、専門監、主幹、技監、副主幹及び副技監は、上司の命を受けて特定の事務に従事する。</p> <p>3 <u>参与</u>、参事、副参事、専門監、主幹、技監、副主幹及び副技監は、特定の事務に関し所属職員がある場合において管理者が必要があると認めるときは、当該職員を指揮監督することができる。</p>	<p>う。)が任命する。</p> <p>2 <u>参与</u>、次長、課長、担当課長、課長補佐及び室長は、上司の命を受けて、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>(職務代理)</p> <p>第7条 <u>参与に事故があるときは、主管の次長がその職務を代理する。</u></p> <p><u>2</u> (略)</p> <p><u>3～5</u> (略)</p> <p>(<u>参事等</u>)</p> <p>第9条 部に参事及び副参事を、課に専門監、主幹、技監、副主幹及び副技監を置くことができるものとし、職員のうちから管理者が任命する。</p> <p>2 参事、副参事、専門監、主幹、技監、副主幹及び副技監は、上司の命を受けて特定の事務に従事する。</p> <p>3 参事、副参事、専門監、主幹、技監、副主幹及び副技監は、特定の事務に関し所属職員がある場合において管理者が必要があると認めるときは、当該職員を指揮監督することができる。</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(あらし)

この規程は上下水道部の参与を水道事業及び下水道事業管理者の職務代理者とするほか、上下水道部の参与の職務代理者に関する規定を整備するものです。